

**最近の生物多様性に関する動向
及び「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」
フォローアップ調査結果（2021 年度）について**

2022 年 9 月 20 日
日本製紙連合会

A. 経緯

1. 国際的な動き

（生物多様性条約）

・ **1992 年 6 月**

地球規模での自然環境問題が深刻さを増す中、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においては、「持続可能な開発（Sustainable Development）」という概念が提唱され、その実現のために「気候変動枠組条約」等と併せて「生物多様性条約」が採択された。

（愛知目標）

・ **2010 年 10 月**

名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」においては、名古屋プロトコルが採択され、愛知目標「2020 年までに生物多様性の損失を止め、健全な状態に戻していくこと」（5つの戦略目標と 20 の個別目標）が定められた。その中では、国レベルの政策のみならず、企業活動においても生物多様性に対する配慮が強く求められるようになってきている。

（30by30）

・ **2021 年 6 月**

英国で開催された G7 サミットで合意された「2030 年自然協約」では、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め反転させるという目標達成に向け、日本を含む G7 各国が 2030 年までに自国の陸域の 30%と海域の 30%の保全を目指す、「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」の目標が設定された。本目標については、2022 年に採択が予定されている「ポスト 2020 生物多様性枠組」において世界各国の目標とする方向で交渉が行われている。

(ポスト 2020 生物多様性枠組に向けての動き)

- ・ **2021 年 10 月**

「生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15)」フェーズ 1 が、「ポスト 2020 生物多様性枠組」が取り纏められるフェーズ 2 への機運を高めることを目的として、中国昆明でオンライン形式にて開催された。首脳・閣僚級スピーチ及びハイレベル会合が行われ、多くの国・地域の首脳や閣僚から、各国での生物多様性に関するコミットメントや取り組みが表明されるとともに、愛知目標に代わる 2030 年を期限とする新たな目標を今後、確実に採択するため、ハイレベルコミットメントである「**昆明宣言**」が取り纏められた。

- ・ **2022 年 12 月 (予定)**

「生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15)」フェーズ 2 が、カナダのモントリオールで対面にて開催が予定されており、数値目標を含む「**ポスト 2020 生物多様性枠組**」が採択される見込みである。当初 2022 年 4 月から 5 月に中国昆明にて開催予定であったが、世界的なパンデミックに関連する不確実性が続いているため、議長国の中国により中国国外へ開催地を変更することが決定されたものである。なお、開催地が変わっても中国が引き続き議長国を務める。

2. 日本国内官民の動き

(1) 国レベル

- ・ **2012 年 9 月**

国際的な動きを踏まえ、政府は、1995 年に策定した生物多様性国家戦略を見直し、**第 5 次の生物多様性国家戦略 2012－2020 を策定の上、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略及び愛知目標の達成に向けたロードマップを示した。**

- ・ **2021 年 7 月**

環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2050 年での「自然との共生の実現」に向けた今後 10 年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取り纏められた。

- ・ **2022 年 4 月**

環境省は、**30by30 目標の国内達成に向けた行程と具体策を示すため、「30by30 ロードマップ」を生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議名で策定。**

このロードマップを今年度末の策定が見込まれる**次期生物多様性国家戦略（閣議決定）**に組み込み、より明確な国家方針とする予定。

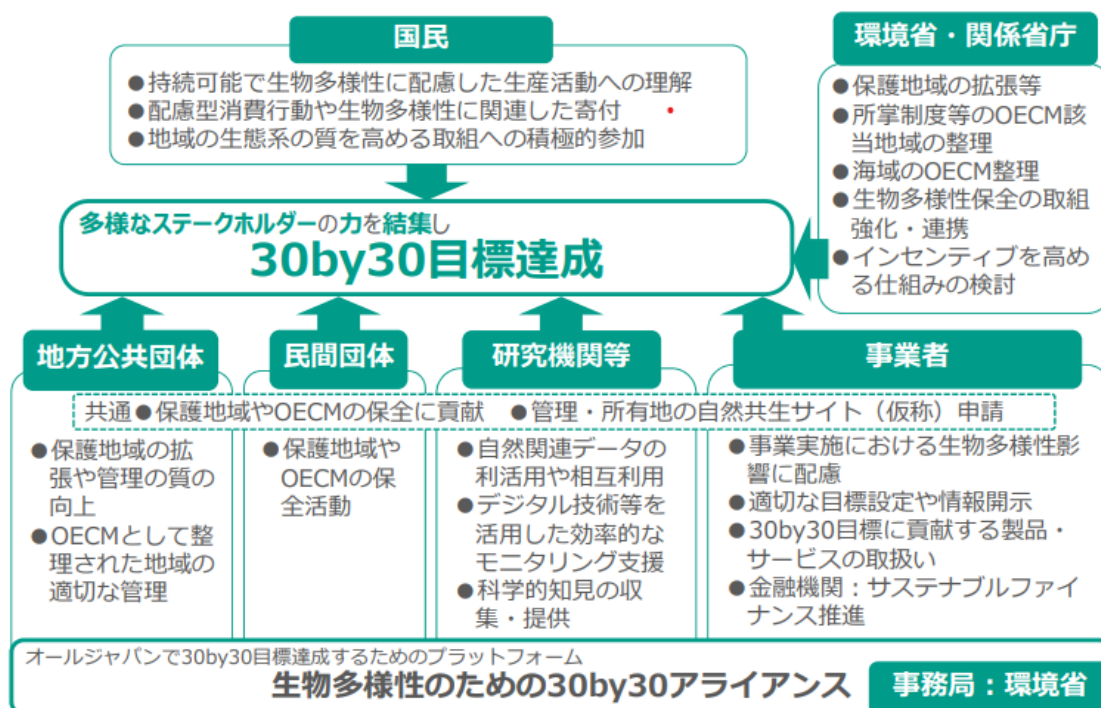
併せて、ロードマップに盛り込まれた各種施策を実効的に進めていくための有志連合として、環境省に日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会など産官民 17 団体を発起人とする「**生物多様性のための 30by30 アライアンス**」が発足。賛同する企業、自治体、NPO 等の参加者は、自らの所有地や所管地内の OECM 登録や保護地域の拡大などを目指すことに加えて、自ら土地を所有または管理していなくても、他のエリアの管理を支援、あるいは自治体が自ら策定する戦略に 30by30 目標への貢献を盛り込むことなどを通じて、30by30 実現に向けて協力。環境省・関係省庁ではインセンティブを高める仕組みを検討。

（※）2022 年 4 月の「30by30 アライアンス」発足時点の参加企業は 84 団体、うち、紙パルプ業界からは 4 社が参加。

（※）保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）

多様なステークホルダーの関わり



(2) 民間レベル

- ・ 2009 年 3 月

日本経済団体連合会が経団連生物多様性宣言を行い、生物多様性に関する企業の自主的取り組みの推進を促した。

- ・ 2018 年 10 月

日本経済団体連合会は、新たに経営トップのリーダーシップの重要性や環境統合型経営の推進などを加えた経団連生物多様性宣言の改定を行い、**生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した事業活動の展開を目指している。**

- ・ 2020 年 11 月

環境省と日本経済団体連合会が「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を立ち上げ、ビジネス活動を通じた生物多様性保全への貢献について、官民共同で国内外に発信していくことが確認された。ホームページを開設し、COP15 で採択される世界目標に貢献する事例の PR を目的に、プロモーション動画とともに、製紙関連企業も含めた約 50 社強の企業からの提供事例を掲載の上、対外発信を行っている。

3. 製紙産業の取り組み

(行動指針)

- ・ 2014 年 6 月

多くの動植物が生息する森林は生物多様性保全の核であり、その森林を原料の源とする製紙産業は生物多様性と密接に関連している。このため、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務である。このため、日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」の策定を行った。

(フォローアップ調査)

- ・ 2015 年より毎年実施（今回は 2022 年 8 月に実施）

上記行動指針に基づく会員企業の生物多様性保全の取り組みのより一層の推進を図るため、日本製紙連合会は、2015 年度より前年度の実施状況をフォローアップ調査開始し、今回 2022 年度の第 8 回調査については、日本製紙連合会の会員企業 31 社中 26 社から回答を得た。(B. にて報告)。

(その他)

・ **2021 年 3 月**

日本製紙連合会は、この行動指針とフォローアップ調査をベースに、将来に向けた取組方針と活動概要を日本経済団体連合会へ提出の上、**経団連「生物多様性宣言・行動指針」に賛同表明**を行った。この賛同表明では、賛同を行った他団体と比べ、製紙産業の資源の源が森林にあり、生物多様性との接点が大きいため、生物多様性保全に積極的に貢献し、かつ貢献していく責務があることをクローズアップした。

(※) 賛同表明とは、企業・団体が、「ロゴ」、「将来に向けた取組方針」及び活動概要等「具体的取組事例」を経団連自然保護協議会へ提出の上、経団連「生物多様性宣言・行動指針」に賛同を表明すること。

(※) 2022 年 7 月時点での賛同社数は 261 社、うち、紙パルプ業界からは 5 社が賛同表明を行っている。

B. 調査結果の概要

注) 集計結果本体は、資料 No.4-2

1. 企業体制

・ **経営方針に生物多様性の保全を明示している会員企業**は、**26 社中 21 社**と 8 割の会員企業が取り組んでいる。具体的には、会員各社の環境憲章等において「生物多様性及び生態系の保護に配慮した企業活動を展開し地球規模での環境保全に取り組み、持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して貢献します。」等の表現で示されている。明示していない理由としては、原料のほとんどが古紙であるため、生物多様性との関連について表現しにくいといったこと等が挙げられている。(P 1 問 1 - 1 : 頁番号及び問番号は、集計結果本体の番号。以下同じ)

・ **生物多様性の保全を担当する責任者を明確に指名している会員企業**は**26 社中 13 社**と、半数の会員企業が指名している。責任者には環境や技術担当の取締役クラスが多くなっている。指名していない理由としては、生物多様性に関連する部署が多岐にわたっているため特定の者を指名しにくいといったこと等が挙げられている。他方、多くの会員企業では、環境管理等に係るリスク管理を担う責任者は定めていることから、生物多様性保全との関連性の整理や担当分野の明確化を図り、責任者として指名することが望まれる。(P6 問 1-

3)

・日本製紙連合会の「環境行動計画」に基づいて、CO₂の排出削減、古紙利用率の向上等リサイクルの推進、産業廃棄物の削減等地球環境問題に積極的に取り組むことにより生物多様性に対する影響の低減に努めるとともに、生物多様性の保全に資する地域活動に積極的にかかわるよう努めている会員企業は、26社中 25社とほぼ全ての会員企業で取り組まれている。新規の取り組みとしては、購入電力のCO₂フリーへの切替、浜松市の後援を得た使用済み食品用紙容器の回収実証事業の実施、稚鮎を放流している地元内水面漁業協同組合への協力活動などが報告された。(P8 問 1-5)

・生物多様性の保全に係る NGO 等のステークホルダーと積極的な意見交換等を行っている会員企業は、26社中 19社であり、7割以上の会員企業が取り組んでいる。新規の取り組みとしては、静岡市の山岳4団体との意見交換が報告された。実施していない理由としては、事業との直接的な結びつきが弱いためステークホルダーについての情報が少ないといったこと等が挙げられている。(P23 問 1-6)

・生物多様性の保全に関する取り組みをホームページ、CSR・環境報告書等で情報公開している会員企業は、26社中 21社と8割の会員企業が実施している。また親会社のホームページに掲載してもらっている場合や、環境セミナーでPRしているケースもある。実施していない理由としては、環境活動全般としての取り組みは行っているが生物多様性に特化した活動は難しいこと等が挙げられている。(P26 問 1-8)

2. 持続可能な森林経営

・自社有林の管理経営計画において生物多様性の保全を明確に位置付けている会員企業は、13社中 11社と自社有林を保有している会員企業のほとんどが実施している。具体的には、「生物多様性、地球環境等に配慮した森林管理の実践」等の表現で管理経営計画に位置付けられている。(P28 問 2-1)

・海外植林の実施にあたって FAO の指針に基づき、河畔林の保護、保護樹帯の確保、保護価値の高い森林生態系の保全、適切な植栽樹種の選択等生物多様性に配慮した森林施業を実施している会員企業は、13社中 8社(海外植林を実施している8社全て)となっている。このうち、河畔林の保護が7社、保護

樹帯の確保が 7 社、保護価値の高い森林生態系の保全が 8 社、適切な植栽樹種が 7 社となっている。その他の取り組みとしては、地元住民の雇用の確保や労働者への環境教育の実施、林内居住者の住環境の整備などの取り組みが報告されている。(P30 問 2-3)

・ 自社有林について FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証の積極的な取得を実施している会員企業は 13 社中 8 社となっている。取得していない理由としては、自社有林で木材生産をほとんど行っていないため森林認証を取得するメリットが少ないこと等が挙げられている。(P34 問 2-5)

・ 自社有林の管理・経営方針の策定にあたって環境 NGO 等のステークホルダーとの意見交換を実施している会員企業は、13 社中 9 社と自社有林を保有している会員企業の 7 割程度が実施している。ステークホルダーとしては、行政、地域住民、大学の研究者、森林組合、環境 NGO 等となっている。実施していない理由としては、実施する体制が整備されていないこと、社有林が小規模で伐採等の施業も行っていないこと等が挙げられている。(P35 問 2-7)

・ 自社有林の管理経営計画の実施にあたって、生物多様性の保全について定期的にモニタリングするとともに、その結果をフィードバックするエコシステム・マネージメントを実施している会員企業は、13 社中 11 社と 8 割を超える企業が実施している。具体例としては、森林内の動物相、植物相、水資源についての広範囲なモニタリング調査結果を公の研究機関や大学とも共有し、保護活動の基礎情報として役立てている取り組みや、施業の前後に周囲の保護林内の動植物への影響が出ていないか毎月専門業者によるモニタリングを実施している例などが報告されている。(P37 問 2-9)

3. 責任ある原料調達

・ 原料調達方針に生物多様性の保全を明記している会員企業は、26 社中 22 社と 8 割を超える企業が取り組んでいる。明示していない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていること、ISO 14001 の使用材料許可規定で環境に配慮した商品を購入すること等を定めることで代替していること等が挙げられている。(P39 問 3-1)

・ 「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づき、違法伐採の根絶を通じて生物多様性の保全を図るように努めている会員企業は、26 社中

23 社と 9 割近い企業で実施されている。実施されていない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。(P42 問 3-3)

・ サプライヤーがその合法性や生物多様性の保全など持続可能性の確保に取り組んでいることを確認するため、トレーサビリティレポートを入手するなど、木材原料のトレーサビリティの確保に取り組んでいる会員企業は、26 社中 19 社となっている。具体的には、違法伐採木材は取り扱わないという誓約書及び伐採地域、樹種、数量等を記載したトレーサビリティレポートの提出、伐採現地の確認等を行っている。取り組んでいない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。(P46 問 3-5)

・ FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証を取得した木材原料の調達拡大に取り組んでいる会員企業は、26 社中 24 社と 9 割以上の企業で取り組んでいる。取り組んでいない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていることが挙げられている。(P49 問 3-7)

・ 責任ある原料調達の信頼性、透明性を確保するため、関連書類の 5 年以上の保管、内部監査や第三者監査の実施、実施状況の情報公開等に取り組んでいる会員企業は、26 社中 26 社と全ての企業が取り組んでいる。このうち、関連書類の 5 年以上の保管が 26 社、内部監査や第三者監査の実施が 25 社、実施状況の情報公開が 19 社となっている。このような取り組みは、違法伐採対策や森林認証の取得に伴って実施されているケースがほとんどである。
(P51 問 3-9)

4. 社会的な環境貢献活動

・ 自社所有林等の自然資本を活用して生物多様性の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、26 社中 13 社と半数になっている。具体的には、シマフクロウ、シラネアオイ、イトウ、ヤイロチョウなどの絶滅危惧種等貴重な野生生物や生態系の保護活動、国や県の絶滅危惧種が生存するビオトープの保全を通じた関係者への環境教育の実施、河川の源流地となっている社有林に源流碑を建立し地元 NPO が主催する源流碑開きに参加、ホテルの保護保全活動への協力などが報告されている。実施していない理由としては、自社所有林等の自然資本を有していないことが挙げられている。(P57 問 4-1)

・ 生物多様性の豊かな里地・里山の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、26 社中 13 社となっている。具体的には、放置された広葉樹二次林の活用が 5 社、林地残材や竹材、虫害材の活用が 9 社、バイオマス資源の活用が 12 社となっている。実施していない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること、こうした活動を行う自社所有林を有していないこと等が挙げられている。(P59 問 4-3)

・ 生物多様性の保全に関して地域社会との連携を図るため、製紙工場の緑化、工場見学の実施、環境講演会の実施等に取り組んでいる会員企業は、26 社中 24 社と 9 割以上の企業が実施している。具体的には、製紙工場の緑化が 21 社、工場見学の実施が 24 社、環境講演会の実施が 10 社となっている。その他に 5 社が排水を流している川の清掃活動等を実施している。(P62 問 4-5)

5. 対外的な連携の強化

・ 民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力している会員企業は、26 社中 13 社となっている。具体的には、「生物多様性民間参画パートナーシップ」、「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」、「森の町内会」、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」、「六渡寺海岸清掃ボランティア」、「生物多様性ちば企業ネットワーク」、「NPO 法人・たつの赤とんぼを増やそう会」等へ参加している。(P68 問 5-1)

・ 生物多様性保全のための国際的な活動に積極的に協力している会員企業は、3 割の 26 社中 8 社となっている。具体的には、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ、ユネスコの活動、WWF の活動等に参加している。協力していない理由としては、国際的な活動に参加するだけの資金的、人的余裕がないこと等が挙げられている。(P70 問 5-3)

・ 生物多様性保全のための国や都道府県の行政施策に積極的に協力している会員企業は 26 社中 16 社となっている。具体的には、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」への参加、「森林生態系生物多様性基礎調査 (林野庁)」へのフィールド提供、国立公園における高山植物保護対策への協力、「国民が支える森林づくり運動」が展開する間伐紙の生産・販売への協力等となっている。(P71 問 5-5)

C. 調査の総括・評価

1. 本調査も 8 回目となり、項目ごとにばらつきはあるが**生物多様性保全に関する取り組みは総じて定着しつつある。**
2. 2021 年度においては、「経営方針への生物多様性保全の概念の明示」や「原料調達方針における生物多様性保全の明示」、「国や都道府県の行政施策に積極的に協力」など**多くの項目で取り組む企業が増加した。**
3. 一方で**原材料が古紙 100%**のためチップやパルプなどの木材資源を使用していない場合や、**社有林を所有していない**ため希少な野生生物の保護等の取り組みができない場合など**生物多様性の保全に取り組む機会に差があるため、こうした企業については取り組み件数が低い事情がある。**
4. 本調査にあたっては、各社とも生物多様性の専任の担当者が配置されているわけではないので、自社の取り組みを全て把握し、生物多様性との関連を分析しかつ理解して報告することは困難を伴う。このため、**引き続き製紙連合会事務局も製紙産業の SDGs への貢献や ESG 投資対応の観点からも、国内外の動きに関する情報共有や有識者の講演会・勉強会の開催をすることにより、各社の生物多様性の保全の取り組みが推進されるよう支援していきたい。**

D. 今後の生物多様性に関する社会的関心の高まりと連合会の対応

1. 愛知目標の評価

2010 年の COP10 で採択された、2020 年を目標年とした「愛知目標」であるが、目標年でのその達成度はあまり芳しくなく、国連生物多様性条約事務局が 2020 年 9 月に纏めた最終評価は、ほとんどの目標に進捗が見られたものの、完全に達成したものはないというものであった。

(注) 20 の個別目標のうち、部分的に達成した目標は 6 つで残りは未達成

2. 国際的な動き

- ・ 2020 年 4 月

SBT for Nature (Science Based Targets for Nature) が設立され、2020 年 9 月に、目標や指標を設定するにあたっての考え方を整理したガイドラインが公表された。

・ 2021 年 6 月

TNFD (Task force on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース)) が発足し、自然関連リスクについて、報告・対応するための枠組を構築している。TNFD は民間目線の市場主導型であり、枠組みを越え、広く知識・技術・意見を取り入れながら、ベータ版(試用版)にて改良を加えていき、ベータ版の最終版をベースに、2023 年 9 月での最終提言を目指していく予定となっている。

なお、TNFD が、企業にとっての開示要件となるか否かについては、現時点では明確になっていない。

(※) TNFD では、事業活動の「場所」がどんな生態系を持っているかを開示することが大切であり、開示要件は、TCFD と同様に「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」であるが、うち、「戦略」には「戦略の例(場所)」の項目が含まれる。

(※) TNFD のベータ版は、現状、2022 年 6 月にベータ版 0.2 (第 2 版) が完成しており、今後、2022 年 11 月、2023 年 2 月とそれぞれ改良を加えていく予定となっている。

(※) SBT for Nature と TNFD は、気候変動の領域での、TCFD (Task force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)) と SBT (Science Based Targets) にならい、**生物多様性の領域での情報開示・目標設定を目指すものであり、地球温暖化対策がたどってきた動きと同様の動きと考えられる。**

3. ポスト 2020 目標

愛知目標の後継となる「ポスト 2020 目標」については、2022 年 12 月に開催予定の国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) フェーズ 2 において決定される予定である。

日本製紙連合会としては、COP15 フェーズ 2 の結果、及びそれに伴う「生物多様性宣言 行動指針」への経団連の改定対応を踏まえ、「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」及びフォローアップ調査事項の改定について検討することとしたい。

以上